

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 31日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県蒲郡市港町2番5号

竹本油脂株式会社

氏 名 代表取締役社長 竹本元泰

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0533-68-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	竹本油脂株式会社 大島工場
事業場の所在地	愛知県蒲郡市浜町53番1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	製品製造量 53, 240t (令和4年度)
③従業員数	73人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 製造工程と産業廃棄物発生フロー 参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙一 2 産業廃棄物管理組織図 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	腐食性 廃酸	特定有害 汚泥	特定有害 廃アルカリ
排 出 量	103t	1,900t	0t	2,681t

① 現状

(これまでに実施した取組)

当事業所で製造される化学品を精製する工程で排出されるため、品質面の確保とバランスを取りながら、排出量が少なくなる製造工程の開発を実施し、廃棄物原単位の削減を図った。

【目標】

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	腐食性 廃酸	特定有害 汚泥	特定有害 廃アルカリ
排 出 量	92t	2,090t	14t	2,441t

②計画

(今後実施する予定の取組)

前年度の取組を継続・推進し、引き続き、廃棄物原単位の削減を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再生可能なものの、エネルギー回収可能なものが、有効に処理できるよう、分別に努めた。 ・可能な限り排出工程ごとに分別し、廃棄物の種類と処理の適正化に努めた。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度の取組を継続・推進する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
(これまでに実施した取組)			
実績なし。			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
(今後実施する予定の取組)			
実施する予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
(これまでに実施した取組)			
実績なし。			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
(今後実施する予定の取組)			
実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
(これまでに実施した取組)				
実績なし。				
		【目標】		
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
(今後実施する予定の取組)				
実施する予定はない。				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		引火性廃油	腐食性廃酸	特定有害汚泥
		全処理委託量		103 t	1,900 t	0t
		優良認定処理業者への 処理委託量		103 t	1,440 t	0t
		再生利用業者への 処理委託量		38 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者への 処理委託量		64 t	0 t	0t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0 t	0 t	2,117 t
(これまでに実施した取組)			<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用業者へ委託処理できるものを分別し資源の無駄使い削減を図った。 ・熱回収認定業者へ委託可能なものを分別し、無駄使い削減に配慮した。 ・委託処理業者に定期的に訪問し実施状況を確認した。 ・優良認定処理業者に委託可能なものを選別し優良認定業者への委託を増やした。 			

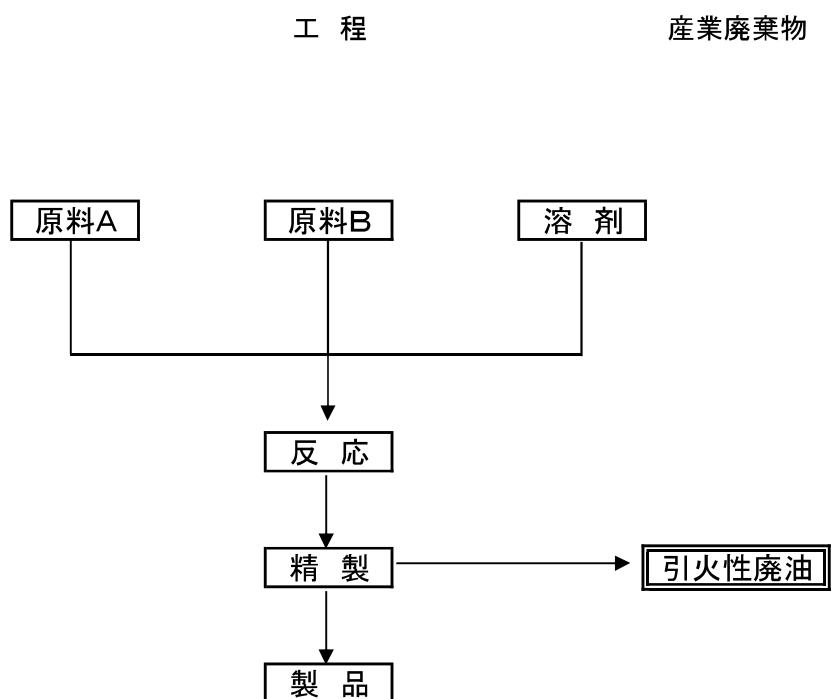
(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	特定有害汚泥	特定有害廃アルカリ
	全処理委託量	92t	2,090t	14t	2,440t
	優良認定処理業者への処理委託量	92t	1,584t	14t	2,440t
	再生利用業者への処理委託量	34t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	57t	0t	14t	1,926t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	513t
	(今後実施する予定の取組)				
	前年度の取組を継続・推進する。				
※事務処理欄	【前年度（令和3年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			4,684t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組)				
	電子マニフェストを運用できる社員を増やしていく予定。				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

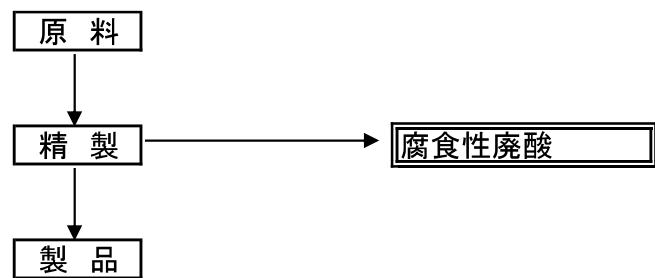
別紙－1－1. 製造工程と廃棄物発生フロー図(その1)



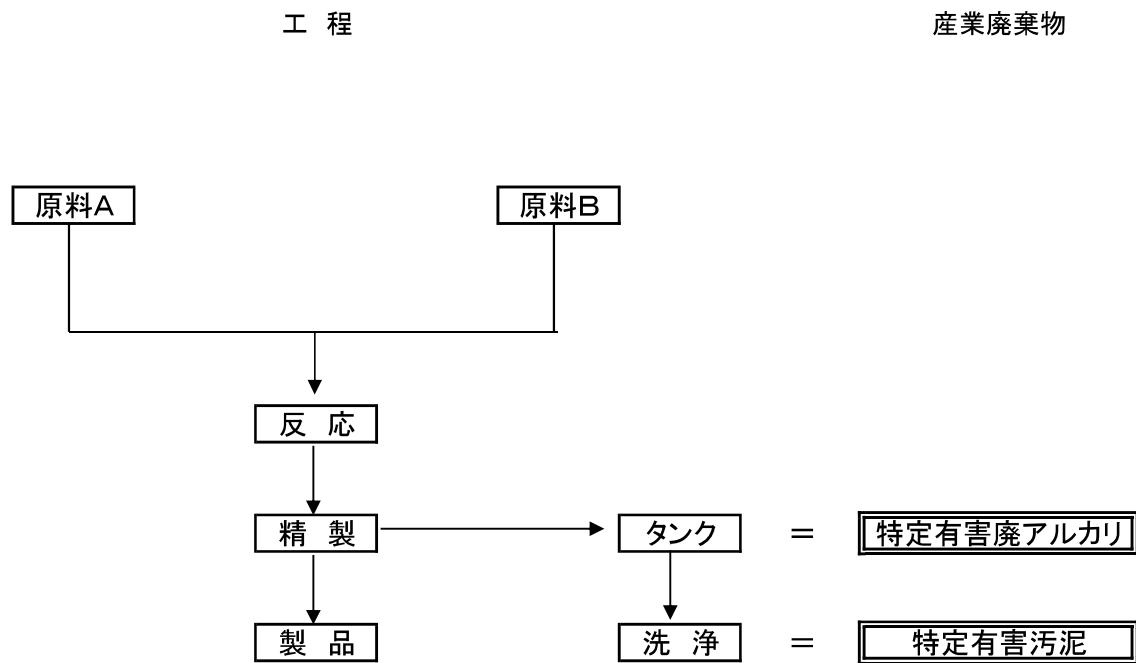
別紙－1－2. 製造工程と廃棄物発生フロー図(その2)

工 程

産業廃棄物



別紙－1－3. 製造工程と廃棄物発生フロー図(その3)



産業廃棄物管理組織図

